

仕 様 書

1. 業務名
山本処理場計量器整備業務
2. 業務場所
札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所山本処理場
札幌市厚別区厚別町山本1065番地（山本東地区）
札幌市厚別区厚別町山本2464番地1（山本北地区）
3. 対象設備
 - (1) 山本東地区
ロードセル式はかり（鎌長製衡(株)製） 2台
40 t UCT840型（ピットタイプ）
ひょう量 40 t
目 量 10 k g
 - (2) 山本北地区
ロードセル式はかり（鎌長製衡(株)製） 1台
30 t L11M型（ピットタイプ）
ひょう量 30 t
目 量 10 k g
4. 履行期限
契約日から令和5年10月2日（月）まで
5. 業務内容
2年間の連続使用に耐えるための点検整備を行い、計量法(第19条：定期検査)に基づく許容基準整備をすることにより計量士による代検査に合格するものとする。
6. 整備内容
 - (1) 積載台分解整備 3台
ア 積載台分解・点検
イ ロードセル及び取付け金具の点検・給油
ウ 組立て後における積載台の水平点検
エ 制御部及び電気関係点検
・制御部の点検（表示及び動作確認）・基盤の清掃
・配線の点検及び絶縁抵抗測定
・ロードセルの入力、出力抵抗測定
 - (2) ピット内清掃・点検 3台
ア ピット内清掃及び点検
イ 各種ボルトの締め付け及び溶接剥がれ箇所の溶接
 - (3) 錆落とし及び錆止め塗装 3台
素地ごしらえ 鉄部
錆止め塗装A種 現場1回（屋外）
ア 積載台(裏面)及び主桁・横桁
イ ロードセル上下受け金具
 - (4) デジタル指示計(重量表示器)及び計量器制御盤点検 3台
ア 指示計(重量表示器)の点検及び入出力測定
イ 計量器制御盤の動作確認
 - (5) 総合調整及び定期検査 3台
ア 組立て後、基準分銅による荷重試験
イ 計量士による代検査受検に合格すること
 - (6) 提出書類
ア 業務着手届
イ 定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書
ウ 工事写真
エ トラックスケール定期点検表
オ 分銅調整済証明書
カ 検査成績書

7. 補償・事故対応

(1) 損害の補償

受託者の故意又は過失により生じた施設等の損害(業務完了後に発覚した本業務に起因する設備不具合も含む)を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

(2) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

また、本業務に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。

8. 法令遵守(コンプライアンス)の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

9. 環境負荷の低減

(1) 業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) ゴミの減量、資源物のリサイクルに努めること。

(3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。

(4) 業務上使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。

10. その他

(1) 業務期間中、「作業中」の看板を表示し安全に十分注意すること。

(2) 業務の実施は、原則ごみ搬入のない土日の作業とする。(山本東1台を除く)

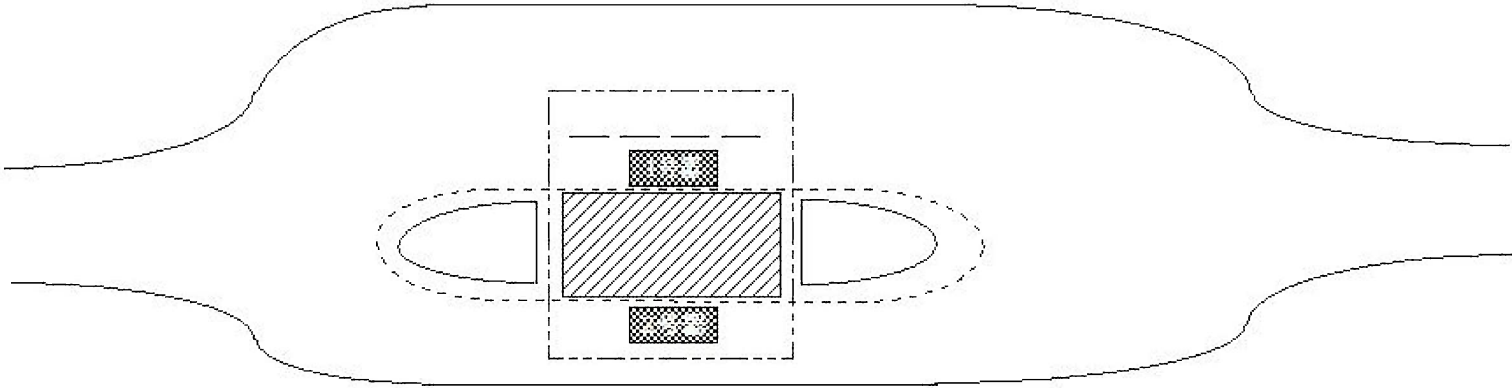
(3) 業務期間中は、原則業務責任者を常駐させ発注者と連絡を取り合い作業を行うこと。

(4) 計量器の定期検査は、発注者と協議し決定する。

(5) 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。

(6) 本仕様書に記載なき事項については、発注者とその都度協議し決定する。

山本東計量所



山本北計量所

